

議長

農業委員現在数14名、出席14名、欠席0名、よって、会議は成立いたします。
これより令和3年度第2回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第10番小峰委員さん、第11番 森谷委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきましてご報告いたします。
5月31日、令和4年度全国農業委員会会長大会が渋谷の公会堂の方で行われました。加藤会長に出席していただきました。

また同日引き続きですが、東京選出の国会議員との意見交換会、こちらにも加藤会長にご出席いただきました。場所は、衆議院の第一議員会館、場所を変えて加藤会長にご出席をいただきました。

6月8日、西東京農協の霞園芸農協組合の総会、霞共益会館で加藤会長に出席いただきました。

6月17日、宮中新嘗祭の建国お田植祭が藤橋の水田で加藤会長と石川委員さんに出席をいただきました。

6月16日、親子農業体験の田植えを藤橋の水田で、加藤会長と小峰職務代理、経営部会員の皆さま、鈴木清委員さんに御参加いただきました。2日前の16日に畑の方も加藤会長と経営部会の方で視察しました。
6月20日、東京都農業会議の第131回の通常総会、総会後に第1回の事業推進協議会が立川で行われました。いずれも加藤会長に出席をいただきました。

諸報告は以上になります。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」7件を上程いたします。

議長

整理番号1番は私に関するものでございますので、小峰職務代理に任せ先に審議させていただきます。

小峰職務代理、進行をお願いいたします。

[一時的に議長交代]

職代

会議規則第16号の規定により、審議が終了するまでの間、加藤会長には退席いただき、会議規則第10条の規定により加藤会長の議案の審議が終了するまでの間、私が議事を進行させていただきます。

加藤会長、ご退席をお願いします。

[加藤会長退席]

職代

整理番号1番について森田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号6番の森田です。

整理番号1番について説明します。

6月15日、本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

地番は自宅前の畑です。委託苗木のツツジが大部分をしめていまして、

委員

キャベツ、大根、ナス、キュウリが植えてありました。

地番の方には、トマト、ジャガイモ、大豆を作付け予定になっているそうです。野菜などは自宅裏にある自動販売機等で販売もしているそうです。

地番は田んぼになります。今年は植え付け予定は田んぼになっていまして、6月15日現在はまだ植え付けてありませんでしたが、今は作付けが済んでいるのではないかと思います。

地番はジャガイモ、ネギ、サツマイモ、サトイモなどが作っており、一部は空いていましたがきれいに耕耘されていました。

よろしくご審議をお願い致します。

職代

森田委員の説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

職代

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」1件は原案のとおり証明することに決定いたしました。整理番号1番の審議が終了しましたので、加藤会長には自席に着席をしていただくようお願いします。

[加藤委員の着席を確認]

職代

それでは、以降の会議の進行を加藤会長に戻します。

[議長交代]

議長

引き続きよろしくお願ひいたします。

整理番号2番について、八木委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号3番 八木です。

整理番号2番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

この畑は一段の畑で、ぜんぶ柿の木の栽培です。ちょうど消毒が終わり、草刈りをしているところでして、よく管理されております。

地番、ここだけサトイモが栽培されておりました、きちんと管理されておりました。

よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号3番について、野村委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号4番 野村です。

整理番号3番について説明します。

委員

6月14日、本人立会いの下、事務局2名と現地調査をおこないました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

自宅の後ろの畑で、梅の木が植えられていました。自家消費用の野菜、ネギ、キュウリ、トマト、インゲン、ふき、みょうが等が栽培されておりました。梅畑の草の処理など問題なく管理されておりました。

よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号4番および5番について、鈴木信義委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員の鈴木です。

6月17日、事務局2名と現地調査を行いました。

整理番号4番、

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、ここにはビニールハウスが4棟あります。マリーゴールド、ガザニア等の花き類が栽培されておりました。

委員

地番、桜株公園の南側の畑で、全面的にブルーベリーが栽培されておりました。残りの4筆は、桜株公園の西側にある畑です。真ん中にはブルーベリーが栽培されておりました。空いているところはよく耕耘され、きれいに管理をされておりました。今後キャベツ等の野菜を作付け予定だそうです。よろしくご審議をお願いします。

整理番号5番

同じく6月17日、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、自宅の横にあり題材的に植木が植えられていました。枝が道路にはみ出していることがありましたので、剪定をお願いしました。

地番、公園の北東にある畑で、ここも全般的に植木が植えられていて、草管理の除草の跡がありました。

よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号6番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号1番 久保田です。

整理番号6番について説明します。

6月16日、申請者立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

委員

場所は、吉野街道にかかる和田橋の南天側にありまして自宅の前になります。ここには果樹が植えてありまして、梅が15本、栗、柿、ブルーベリー、キウイ、ゆずが栽培されておりました。野菜類は、インゲン、ナス、トマト、イチゴ、トウモロコシ、サツマイモ、ジャガイモ、ネギ、キャベツ、エンドウ、小芋、ヤツガシラ、ゴーヤが植えてありました。全体としましては農地としての景観が保たれている状態に思います。

よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号7番について、福島委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 福島です。

整理番号7番について説明します。

6月14日、申請者立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は一団の畑で奥多摩路の道路沿いにあります。南斜面には、ブルーベリー、タラの木、北側の平らな畑には、一部ブドウ等と、スイカ、カボチャ等とタラの木が植えてありました。

地番、自宅西隣の一団の畑で、ジャガイモ、サツマイモ、半分が梅で端の方には、柚子、レモン、ミカンが植えてありました。

委員

道路を挟んで南側、地番、梅とミカンが植えてありました。いずれの畑も雑草対策されており、管理良好と感じました。

よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」残り6件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を御説明申し上げます。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが、別紙①の診断書を取得し、今後の営農が難しいため生産緑地を解除したい旨の相談が都市計画課になされました。

生産緑地の故障解除においては、都市計画課と担当農業委員で本人と面談し、今後の継続的な営農が困難なことを確認する必要があることから、

事務局

5月19日に都市計画課職員2名、野村委員、事務局1名で本人宅へ伺い面談を行いました。その後都市計画課と協議し、診断書と本人の身体の状態、面談結果から、営農の継続が困難なことを確認しました。

そして、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、6月14日に野村委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

次に整理番号2番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和2年10月10日に亡くなられたため、相続人である さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、6月13日に石川委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、野村委員さんの補足説明はございますか。

委員

議席番号4番 野村です。

整理番号1番について、6月14日、申請人と事務局2名と調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

委員

地番、サトイモ、トウモロコシ、サツマイモ等が栽培されておりました。

地番、山芋、大根、ナス等が栽培されておりました。

生産緑地として良好に管理されていたと思います。

よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番2番について、石川委員さんの補足説明はございますか。

委員

議席番号5番 石川です。

整理番号2番につきましては、事務局の説明の通りです。

畑は自宅の裏なのですが、作物は何も作っていませんでしたが、きれいに管理されていることを確認しました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願」について2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」2件を御説明申し上げます。議案の4Pを御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール（3,000㎡）以上であることが求められます。本案件について30アールを超えておりますので適用いたしません。

事務局

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、水稻を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は

事務局

生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、6月15日に加藤会長さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号2番

こちらは、譲渡人の さん から、譲受人の さん への 贈与 でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、乳牛用飼料やブルーベリーを栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、6月15日に影山委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、私、加藤から補足説明いたします。

議長

さんですが、時々お話をしております。

今回買ったところは、1年ごとの交代の方を購入したので、そちらの方は来年やるということです。草刈りの方もちょくちょく来ていまして、きれいにさせていただいております。美味しいお米をたくさん作っていただければと思っております。

議長

整理番号2番について、影山委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員の影山です。

今まで　　さんは、私の父と一緒に、東京都酪農組合の組合員でございます。このたびお孫さんの　　さんが、茨城の方から酪農およびアイスクリームの製造を手伝うということで、親子三代でやることになったそうです。現在はこの土地は牧草地ならびにネギを栽培していたそうですが、今後はお孫さんが戻ってきたということで色々なアイスクリームの味を増やしたいということで、ブルーベリーを栽培したいそうです。管理の方はきちんとされており問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

議長

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を御説明致します。議案の5ページを御覧ください。

本件につきましては、使用借人および使用貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

議案第4号

整理番号1番

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第4号 別紙1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は令和4年7月10日から令和7年7月9日までの3年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

事務局

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また議案第4号別紙3の作付計画書を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、キャベツ、タマネギを行う予定になっております。

現地調査につきましては、6月13日に石川委員と行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上よろしくご審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、石川委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号5番 石川です。

整理番号1番について補足説明いたします。

6月13日、事務局2名と現地調査を行いました。 さんには立ち会ってもらえなかったのですが、畑はすでに緑肥を蒔いた後のようで、多少草が生えていましたが今後緑肥が育っていくと思われます。この畑は更新ということで、前回は肥培管理されていることを確認しておりますので問題ないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

議長

挙手 13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第5号「特定農地貸付けに関する承認について」1件を上程いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第5号「特定農地貸付けに関する承認について」1件を御説明いたします。

本案件は、青梅市が農園を開設する手続きになります。

こちらは特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定にもとづき、青梅市長から承認申請がありましたので、提案させていただきます。

《農地所有者、権利種類、区画数、所在、地目、面積を読み上げ》

別紙1は要綱、別紙2は農業委員会への申請書の写し、別紙3が区画割の案となっております。

現地調査でございますが、6月17日に鈴木信義委員と行いまして、市民農園開設について、特に支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、鈴木信義委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員の鈴木です。

6月17日、事務局2名と現地調査を行いました。この区画は新田山公園より東側にある畑です。ここは昨年12月に現地調査を行ったところで、一部、植木が植栽されていて、全体的には伐採後の枯れ木が寝かされていて、もう少し小さくなったら伐採し、苗木を植栽する予定だったところです。今回市民農園として貸し出すにあたり、今少し耕耘を行い整備していくとのことでした。

よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

委員 質疑1

推進委員の高山です。

102区画は、その周辺の方たちを募集しているのでしょうか。駐車場を確保させなくていいことになるのでしょうか。

事務局

市民農園は市民の方の募集なので、近隣の方だけではなく市内全域の募集になるのですが、一人でも多く利用いただきたいということで、駐車場はないというのをご承知の上で、申し込んでいただくことが前提となっています。

農地法上で基本的に農地になりますので、農地に駐車場というものは最低限、農作業のために必要な台数分しか設置できないことになっているので、基本的には農地に駐車場は設置できないので、今回も駐車場については区画に入っていないというのは、そういったことになります。

委員 質疑2

推進委員 高山です。

ということは、近隣の迷惑とか、そんなことは関係ないということですか。

事務局

基本的にそのような話があった時には、通報してくださいという形で案内をするのですが、もしそういったルールを守っていただけない方がいたら、退会してもらうという形で最初に誓約書をとっていますので、発覚したら除名になります。

若草農園を作ったときに、結果的に若草公園の駐車場を使ってしまう方が、ちらほらそういった情報も聞いていますので、見つけ次第指導していただくことで対応はしていきたいと思っております。

議長

車に関してはなかなか難しい部分がありますので、気を付けましょうということと、皆さんもそういったことを見つけたら、事務局の方に伝えていただけたらいいのかなと思います。シルバーさんの方でよく見てもらって、写真とか撮ってあった方が話が進みやすいのかなという気はするのですが。市民農園が増えていますので、もし皆さんも見えて気が付いたことがあったらお話いただけたらなと思います。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「特定農地貸付けに関する承認について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第6号「農業委員会による非農地証明について」3件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第6号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

今年度より、宅地以外の非農地証明については、原則、東京都への事前協議が省略できることとなり、農業委員会のみ判断で非農地の証明を行うことができるようになりました。

それでは、まず整理番号1番について御説明いたします。

事務局

本件につきましては、《議案第6号 別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

別紙2は写真撮影方向図、別紙3は現況写真となっております。補足資料議案第6号整理番号1に案内図を掲載しております。

当該地の筆について、6月13日に地区担当委員の川鍋委員さんと現地調査を行いました。木や雑草が繁茂していることはもちろん、該当地は山際にあり、日照不足、また種子や、土砂の侵入により農地としての維持管理が非常に難しく、議案6号説明資料②の東京都が示した基準において、裏面上段①にある「隣地からの根、種子、土砂、水等の侵入、日照不足など、周囲の土地からの直接的な影響によって、農地としての維持や継続的な利用が困難な場合」に当てはまることを現地で確認いたしましたので、非農地証明を行いたいと考えます。

なお、地区担当委員の川鍋委員とともに、加藤会長・川口土地部会長には現地状況について、非農地であることを説明しております。

続いて、

議案第2号および第3号につきましては、一体として申請がありましたのであわせて説明いたします。

事務局

議案の7ページを御覧ください。(願出者・地番・面積を読み上げる)

本件につきましては、《議案第6号 別紙4、5》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

別紙6は写真撮影方向図、別紙7は現況写真となっております。補足資料議案第6号整理番号2に案内図を掲載しております。

当該地の筆については、6月13日に地区担当委員の川鍋委員と現地調査を行いました。当該地は、長い間、草木が繁茂して原野の様相を呈していること等から、東京都が示した基準において、説明資料②表面ア「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に当てはまることを確認いたしましたので、非農地証明を行いたいと考えます。

なお、地区担当委員の川鍋委員とともに、加藤会長・川口土地部会長には現地状況について、非農地であることを説明しております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番から3番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号2番 川鍋です。

整理番号1番について説明いたします。

写真を見ていただければわかるのですが、富岡から成木に行く道の一本奥に入ったところで、本来なら人が入ってこないようなところでございます。

整理番号2番と3番につきましては、沢沿いに青梅ゴルフ場の近くまでいったところなのですが、昔は田んぼで使っていたと思われま。状態としては乾燥したところではなくて、水が出ていてジメジメしたような感じのところ、写真を見ていただければわかるのですが、中に入るのが困難かなというところで、事務局の報告通りのところかなと思いました。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第6号「農業委員会による非農地証明について」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条第3項第1号の規定による届出について」は、3件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、3件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、18件で3ページから5ページに記載されたとおりです。

次に「耕作証明書について」は、1件で6ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

議長

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時30分から開会いたします。